

平成26年度第1回 愛知県都市計画審議会

平成26年9月5日（金）午後2時56分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】

定刻までには少しお時間がございますが、委員の皆様、全員お集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから平成26年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から9月30日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

会長を務めさせていただいております山田でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成26年度第1回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございました。私自身は都市計画審議会というのは非常に重要な会議だと思っておりますし、ここで決められたことは未来、将来にわたってかなり大きな影響を与える、拘束を与えるというものだと思っておりますし、逆に将来よいまちづくり、あるいは道づくりというようなことにもつながっていくだろうというふうに思っておりますので、皆様方の活発な御意見などをお願いしたいと思っておりますし、事務局につきましては、慎重な審議をして議案を上げていただくというようなことをお願いしたいと思っております。

そういう御協力をお願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました豊田市長の太田稔彦委員でございますが、本日は公務のため御欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました川上万一郎委員でございます。

峰野修委員でございます。

石塚吾歩路委員でございます。

永井雅彦委員でございます。

野田留美委員でございます。

木藤俊郎委員でございます。

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました西尾市議会議長の神谷庄二委員でございます。

以上でございます。

次に、平成26年度の当審議会の幹事でございますが、お配りいたしました委員名簿の裏面が幹事名簿となっておりますので、この名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、黒田達朗委員、峰野修委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました太田稔彦委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、峰野修委員、野田留美委員、木藤俊郎委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」、第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」及び第3号議案「尾張旭市における特殊建築物の敷地の位置について」の3議案でございます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局のほうから御説明をいただきたいと思っております。

【都市計画課長 横山甲太郎】

都市計画課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」、説明させていただきます。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から5でございます。

なお、委員お二人につき1台用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

まず初めに、図面番号1の索引図を御覧ください。

この索引図は、西三河都市計画区域のほぼ全域を表示しております。第1号議案につきましては、大きく分けまして図面右上に示しております岡崎市における都市計画道路の変更と、図面左下に表示しております西尾市における都市計画道路の変更の2つとなっております。

それでは、岡崎市に関する案件より順次説明させていただきます。

お手数ですが、図面番号2の総括図（岡崎市）を御覧ください。

この総括図は、図面右下にあります本県全体を表した広域図において、赤色で着色しました岡崎市中央部を示すものでございます。図面右上において、オレンジ色の丸印で表示しておりますのが岡崎市役所で、その下側に名鉄名古屋本線東岡崎駅が位置しております。

また、図面の左側において、上段から下段にかけて黒色の破線でJR東海道本線が通過し、その中央に岡崎駅がございまして。

今回、御審議をお願いする案件は、図面中央において岡崎駅から東岡崎駅方面へ赤色の点線及び実線で表示しております3・4・24号岡崎駅平戸橋線と岡崎駅付近からJR東海道本線に並行し赤色の点線及び実線で表示しております3・4・90号羽根若松線の2路線で、このうち赤

色実線が変更を予定している区間であります。

次に、図面番号3の計画図（岡崎市）を御覧ください。

図面上段において、赤色矢印で車線数を示しております岡崎駅平戸橋線につきましては、現在、岡崎駅東口駅前広場より北側において、車線の数をも4車線として都市計画決定しておりますが、岡崎駅東口駅前広場での交通輻輳を防ぐ観点から、通過交通の動線を駅前広場経由から都市計画道路羽根町線経由に変更するとともに、駅前にふさわしい歩行者・自転車空間を確保するため、区域及び幅員は現都市計画決定のまま、車線数を4車線から2車線に変更するものでございます。

また、図面中央、中段から下段にかけて赤色実線で示しております羽根若松線につきましては、現在、都市計画道路柱町線との交差点を終点としておりますが、青色破線で囲んでおります（仮称）岡崎駅針崎東・若松栄地区土地区画整理事業と一体となり、良好な市街地を形成するとともに、安全で円滑な歩行者・自転車空間を確保するため、都市計画道路若松線との交差点まで延伸するものでございます。

続きまして、西尾市における都市計画道路の変更について説明させていただきます。

図面番号4の総括図（西尾市）を御覧ください。

この総括図は、図面右下にあります本県全体を表した広域図において、赤色で着色をいたしました西尾市周辺を示すものでございます。

図面右上において、オレンジ色の丸印で表示しておりますのが西尾市役所で、その左側に名鉄西尾線西尾駅が位置しております。

また、図面左下において、同じくオレンジ色丸印で示しておりますのが西尾市役所一色支所で、その周辺の市街地が旧一色町の中心部であります。

今回の変更対象路線は、この市街地の左側から下側にかけて赤色の破線及び実線で表示しております3・4・37号国道247号線で、茶色実線の3・4・12号安城一色線との交差点における幅員の変更について御審議をお願いするものでございます。

次に、図面番号5の計画図（西尾市）を御覧ください。

図面の左上から中段にかけて示しております東西方向の道路が国道247号線、図面の右上から下段に位置しています南北方向の道路が安城一色線となっており、その交差点の国道247号線側において、変更前を黄色で変更後を赤色で表示しております。

国道247号線につきましては幅員12mで都市計画決定されており、安城一色線との交差点において右折車線が設置できない幅員となっていることから、より安全で円滑な交通処理を図るた

め、幅員を現決定の12mから15mに変更し、国道247号線に右折車線を設けようとするものでございます。

また、交差点左側の曲線部において、安全な運転に必要な見通し距離、いわゆる視距を確保するため、幅員を最大16.7mまで拡幅しようとするものでございます。

岡崎市及び西尾市に関するこれらの案件につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成26年6月10日から6月24日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき、岡崎市及び西尾市に意見照会いたしましたところ、異存はない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

岡崎駅に入る3・4・24号を2車線に狭くするというのは、意図はよく理解できるんですけど、1点だけ、バスが駅前広場に入っているかどうか、バスの進入経路等の問題が起きないかということだけ確認したいんですけど。

【都市計画課長 横山甲太郎】

岡崎駅の駅前広場にはバスが入っておりますので、駅前広場に入るものは今の2車線道路を経由して入っていくということになります。通過交通を排除することで交通としては楽になっていると思っております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかにも御質問、御意見もないようでございますので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 横山甲太郎】

第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」、説明させていただきます。

議案書は5ページから8ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号6から8でございます。

初めに、図面番号6の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右上に表示いたしました本県全体の広域図において、赤色で着色をした豊橋市周辺を示しております。図面左上において、オレンジ色の丸印で表示しておりますのが豊橋市役所であり、その左側に豊橋駅が位置しております。

また、豊橋駅より図面中段に黒色破線でJR東海道新幹線及び東海道本線が通過し、ほぼ並行する形で青色の国道1号線が走っており、図面右端で二点鎖線となっておりますのが静岡県との県境であります。

今回、御審議をお願いする案件は、静岡県境近くにおいて赤色実線で示しております3・5・73号三弥細谷線及び3・5・322号雲谷三弥線でございます。

次に、図面番号8の参考図を御覧ください。

本案件は都市計画道路の路線分割を行うもので、区域等の計画内容の変更を伴わないことから、図面番号7の計画図ではなく、変更の概略を示す参考図を用いて説明させていただきます。

図面中央において赤色で示しておりますのが、御審議をお願いする雲谷三弥線及び三弥細谷線であります。

この2路線は、現在、県決定の3・5・73号細谷雲谷線として都市計画決定を行っておりますが、図面上段の3・4・1号国道1号線から3・4・11号大岩中原線までの区間につきまして、豊橋市より「市道として整備するため、都市計画決定権者が市となるよう、都市計画道路を分割されたい。」との申し出がありましたので、道路の管理体系に合わせ、国道1号線より上段の区間を3・5・322号雲谷三弥線に、また、国道1号線より下段の区間を3・5・73号三弥細谷線に分割するものでございます。

本案件につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成26年6月10日から6月24日まで公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊橋市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特段御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第2号議案につきまして、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「尾張旭市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【尾張建設事務所建築課長 安藤康広】

尾張建設事務所建築課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

第3号議案「尾張旭市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は9ページから11ページ、議案概要説明書は3ページを御覧ください。

申請者は、株式会社英建代表取締役、河井英行。名称は、(仮称)英建リサイクルセンター。敷地の位置は、尾張旭市城山町向ヶ丘104番2の一部。敷地面積は、907.87㎡。施設は、建築物が事務所1棟で、延べ面積は8㎡、その他屋外に破碎処理装置が1台ございます。

処理能力は、コンクリートがらの破碎を1日あたり232tでございます。

申請者は、主に尾張旭市内の建設現場で発生する建設残土等土砂の運搬を行っておりますが、このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、新規に産業廃棄物を建設資材に処理する施設の建設を計画しましたところ、破碎施設の処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号9の総括図を御覧ください。

図面上部の赤丸塗りで示した建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は尾張旭市の北部に位置し、尾張旭市役所から北に約1.1kmの市街化調整区域内に位置しております。

す。

次に、図面番号10の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。敷地の北側には資材置き場が、西側には更地を挟んで山林が、南側には山林が、東側には幅員9mの市道城山東大道1号線がございます。

次に、図面番号11の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは東側の幅員9mの市道城山東大道1号線からでございます。図面では黒い三角印で示してございます。

敷地の周囲には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。なお、環境に対する影響につきましては、産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に則した調査を実施し、騒音、振動等はすべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（名古屋経営短期大学教授 志水暎子）】

図面番号10番の建設地の右側のところにある、青いその他の建物が何か教えていただけますか。

【尾張建設事務所建築課長 安藤康広】

付近状況図の建設地の敷地の東側の部分でございます。これは隣地の倉庫として使われております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ちょっと確認したいだけなんですけど、今回の審議の理由としては、処理する施設を新たに計画したところ、能力が5tを超えたということで許可が必要という話なんですけど、実際に新設されるのは黄色い事務所になるわけですね。その辺の関係をちょっと整理していただけたら

いかなと思うんですけど。

【尾張建設事務所建築課長 安藤康広】

今回の申請でございますが、敷地内に建築物と、あと、コンクリートがらを処理する施設がございます。建築基準法では建築物と敷地が建築基準法の対象となります。それで、建築基準法の51条によりますと、都市計画区域内においては、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならないということがございまして、その政令で定める処理施設というのが、今回、廃棄物処理法の施行令の7条の8号の2ということで、がれき類の破碎処理施設であって、1日あたり処理能力が5 tを超えるもの、これが建築基準法の対象になるということでございます。

建築物の敷地内にそういう建築物があって、そのような行為をするということで建築基準法の規定がかかって、建築基準法の51条の対象となるということでございます。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

そうしたら、説明文に新しく処理する破碎施設を計画したと書いてあるんですが、これはこの計画図でいうとどれになるわけですか。

【尾張建設事務所建築課長 安藤康広】

図面番号11の計画図の破碎処理装置というのがあるかと思います。この部分にコンクリートの破碎処理施設というものがございまして、これが1日あたり232 tのコンクリートがらの処理能力があるということでございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ちょっと議論がかみ合っていないと思いますが。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

しつこくて申しわけございませんけど、例えば、今回この処理施設だけを整備するとして、事務所は特に建てないという場合でしたらこの審議の対象にかかったのですか。要するに、どこに焦点を当てて審議すればいいのかというのを教えていただきたいんですけど、要点はそこだと思うんですけど。

【尾張建設事務所建築課長 安藤康広】

仮に事務所がない場合なんですけど、この場合も建築基準法では同じような規定がかかります。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

それも一緒に審査ということですね。わかりました。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第3号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めます。第3号議案につきましては、都市計画上支障ないものとして議決いたしました。

以上で議案の審議を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、この後、事務局から委員の皆様には報告がございます。震災復興都市計画についてでございます。

それでは、報告をお願いいたします。

【都市計画課主幹 八田陽一】

都市計画課主幹の八田です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項といたしまして、震災復興都市計画について説明させていただきます。

資料は、右肩に報告資料と書かれておりまして、タイトルが「震災復興都市計画について」となっているものでございますが、少々写真やデータも加えてございますので、画面のほうを御覧いただければと思います。

本日は、この震災復興都市計画に関する愛知県の取組について説明させていただきます。

初めに、震災復興都市計画とは、ということでございますが、これは地震の発生により道路や公園などの都市基盤が未整備な市街地が大規模に被災してしまった場合に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、地域住民との合意形成を図りながら計画的に市街地の復興を進めていくものでございます。

愛知県では、平成7年に起きた阪神・淡路大震災を踏まえまして、大規模な地震が発生した場合に、県と市町村が連携して、速やかに都市の復興を進めていく大まかな手順をまとめた震災復興都市計画の決定手続きを平成15年度に作成いたしました。その後、平成23年に起きた東日本大震災による大規模な被害を契機として、それまでの決定手続をより実務的に使いやすく拡充し、被災時における県及び市町村職員のより詳細な行動内容や手順、また、復興計画を策

定する際の指針となるものとして、震災復興都市計画の手引きを作成いたしました。

そして、平成25年度には、地域住民と協働して復興まちづくりを考える模擬訓練を実施し、被災前から住民主体でまちづくりを進めていくことの重要性をまとめた事前復興の取組に関するガイドライン案を作成したところでございます。

画面の上の写真でございますが、阪神・淡路大震災の際に建物が倒壊したり延焼した場所の写真です。この場所においても震災復興都市計画が行われ、土地区画整理事業が実施されております。その結果、現在では、画面の下の写真のように幅の広い道路も整備されるなど、防災性が向上したまちづくりが実現されているのがわかります。

続きまして、2の震災復興都市計画の手続きにつきまして説明させていただきます。

震災復興都市計画の手続きは県と市町村が連携して行うこととなりますが、大きく3つの段階に分かれております。

初めは、被災直後の第1段階ですが、まずは被災した住民が抱く都市の復興に対する不安を解消し、行政と住民が協力しながら円滑に都市の復興を進めるための体制構築を目的といたしまして、都市復興の理念や目標を示した都市復興基本方針を、被災後2週間を目途として策定し、公表することとしております。

また、これと併せまして、震災で大規模な面的被害が生じた都市基盤が未整備な市街地において、土地区画整理事業などの復興都市計画事業が必要となる区域について建築基準法第84条による建築制限を行います。

建築制限の区域は、特定行政庁である県と一部の市が指定することとなりますが、家屋の被害状況調査や復興区分を検討する市町村と情報を共有し、連携を図って指定していくこととなります。

次の第2段階では、地域住民と都市復興に向けた事業の概要について、合意形成を進めていく段階となります。ここでは既に公表している都市復興基本方針をもとに、地域ごとの整備の方向性や概ねの計画期間など、復興計画の骨格を明らかにした都市復興基本計画（骨子案）を策定し、公表していきます。

これと併せまして、第1段階で指定した建築制限区域を基本として、緊急かつ健全な復興を図るため、復興都市計画事業を行っていく必要がある地域を被災市街地復興推進地域として都市計画決定いたします。

これらの手続きは、第1段階で行った建築制限の期限が発災後2か月であることから、それまでに実施いたします。

このように迅速に計画をまとめ、進捗させるには、住民と一体となって話し合い、合意形成を図っていく必要がありますが、この際には、地域協議会などのまちづくり計画を検討する住民組織が大変有効であり、必要になると考えております。

また、これには市町村が主導して組織化や運営などのバックアップを行っていく必要もあると考えております。

次の第3段階は、震災復興都市計画として、復興都市計画事業にバトンタッチしていく段階となります。

まずは、第2段階の都市復興基本計画（骨子案）に地域ごとの事業内容や具体のスケジュール等を加えた都市復興基本計画を策定し公表いたします。これと併せまして、第2段階で決定した被災市街地復興推進地域について、まちづくりの内容の具体化を住民とともに進め、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、復興都市計画事業などの都市計画決定をしていくこととしております。

更に、地域住民の生活に直接かかわる道路や公園などのまちづくりは住民主体で検討し、計画に反映させるなどの対応をしていくこととしております。

この第3段階の手続は、第2段階の建築制限の期限が2年以内とはなっておりますが、被災という状況の中でできるだけ早く復興事業につなげていく必要があることから、本県では6か月以内を目途として行うこととしております。

次の表は、平成7年の阪神・淡路大震災と平成23年の東日本大震災の際に震災復興都市計画の手続が行われた時期や地区数などを示したものです。阪神・淡路大震災は平成7年1月17日に地震が発生しておりますが、その2か月後の3月17日には被災市街地復興推進地域の都市計画決定と同時に、土地区画整理事業11地区、市街地再開発事業6地区、地区計画5地区の合計約339haについて都市計画決定が行われました。

東日本大震災は平成23年3月11日に発生しており、画面の表はそのうちの宮城県の状況についてですが、1,593haもの区域について、第1段階の建築基準法第84条の建築制限区域が指定されました。その後、災害危険区域の指定に変更した箇所もございしますが、土地区画整理事業13地区、市街地再開発事業2地区の合計約708haについて都市計画決定が行われております。このように被災後の短い期間に非常に広い範囲、多くの地区で復興都市計画事業の都市計画決定がなされ、復興まちづくりが進められております。

続きまして、3の震災復興都市計画模擬訓練ですが、震災復興都市計画は被災後2週間、2か月、6か月という非常に短いスケジュールを目処として、各段階の手続を行うこととなります。

すが、これを円滑に進めるためには被災前からの行政や住民における事前の取組が非常に重要と考えております。この震災復興都市計画模擬訓練は、県と市町村職員の被災時に対応する人材の育成を目的として、仮想の被害シナリオを基に手続のフローに沿って復興都市計画を策定する訓練を実施するものです。この訓練は平成24年度より実施しており、この年は30市町40名、平成25年度は38市町村61名が参加しており、今年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

次は、4の事前復興まちづくり模擬訓練についてでございますが、これは住民主体の事前の取組となるものです。被災後の混乱の中で短い期間に地域住民との合意形成を図りながら復興計画をつくっていくことは大きな課題であります。新聞報道などでは、東日本大震災の復興まちづくりについて、住民合意がなかなか進まないことから事業の立ち上がりが遅れている一因になっているとされております。このことから、平時における被災した場合に備えた住民主体のまちづくりの取組が必要であると考えております。

そこで、あらかじめ被災後のまちづくりを考えるという模擬訓練を昨年度県内で初めて、岡崎市で実施いたしました。訓練は2日間行いまして、その1日目は、住民とまちを歩いて、道幅が狭く避難しにくいところや木造住宅が多くて延焼しやすい箇所といったまちの課題、また、防災に役立つ箇所、まちの魅力などを確認し、まち歩きの結果図としてまとめました。画面のまち歩き結果図のほうは、危険箇所や幅員の狭い道路、防災に有効な空き地、駐車場などが書き込まれております。

2日目は、被災後のまちづくりをどうするかという検討を行い、まちの課題に対して道幅を広げることや公園をつくることといった対策とともに、復興には地域で大事にしている寺社や景観も重要であるといった考えも含めて、復興まちづくり提案図としてまとめ発表いたしました。そして、このように地域の方々と市や県の職員がワークショップで協働して検討したことを地域の方々にもかわら版として報告いたしました。

このような事前復興の取組は、住民の防災意識が高まるとともに、住民のまちづくり組織立ち上げのきっかけとなり、また、仮に被災した場合の復興計画のたたき台が準備されるという効果があると考えております。

今後も市町村や地域住民と連携してこのような取組を引き続き行い、地震に対する地域の備えが進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上が震災復興都市計画に関連した愛知県の取組の報告でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

事前復興まちづくり模擬訓練の計画箇所の選定とか、その辺をどのようにして決めているのか、何箇所やろうとしているのか、それをまとめてどこかへフィードバックするのか、その辺の現時点でのお考えを教えてください。

【都市計画課主幹 八田陽一】

まずは箇所選定のことでございますけれども、震災復興都市計画、こういったものにつきましては、道路や公園など都市基盤が未整備で密集しているといった、そういう条件を持ったところが大規模な被災に遭ったときにどうやってまちづくりを再建していくかといったことが目的でございますので、場所の選定としましては、そういった都市基盤が未整備で住宅が立て込んでいた箇所を選定することとしております。

それとともに、こういった訓練を今後どうやって活かしていくかにつきましても、更に、毎年同様の訓練を続けていくとともに、各市町で自分のところでもできるようなガイドライン的なものを整備していきたいと考えております。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

未整備で市街地が密集しているという判断を県がされて市町に協力を依頼するのか、市町から提案をいただいてやられるのか、その辺をもう一遍お願いします。

【都市計画課主幹 八田陽一】

昨年度初めて岡崎で行いました際は、そういったところをちょっとこちらのほうで考えさせていただいて、市さんとも調整してやっていったところが事実ではございます。ただ、今後、各市町でこういう取組が広がってほしいということもあって、最終的には市町村が自分のところの危ないところはどこだという判断で、それぞれでやっていただけるような仕組みを考えていきたい。仕組みといいますか、県としてはガイドライン的なものを考えていきたいというふうに考えております。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

タイムスケジュールというか、例えば、新城は駅前が非常にそういう木造住宅が密集して、そういう意味で言えば危ないなど。だから、市でも駅前再開発を計画しているわけですね。その辺とのマッチングというか、そういったことも併せてもう少し県がどのようにイニシアチブを発揮してやっていくのか。市町に任せると言っているのか。ちょっとその辺でいま一つ

説明がわかりにくいので。

それと、あともう一つはタイムスケジュールですね。ある程度これはこれとしてどのようなタイムスケジュールをお考えなのか。ちょっともう一度、ごめんなさい。説明がいまいちわかりにくいところがあって。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

もう少し具体的に今の御質問に答えていただけるとクリアになるんじゃないかと思いますが、都市計画課主幹、お願いします。

【都市計画課長 横山甲太郎】

都市計画課長でございますが、箇所については去年から始めたということで、今は県が主体的に、該当する市町村さんと御相談させていただいた箇所を、昨年度は岡崎市、今年も1箇所今調整中でございます。これも県から押しつけということではなくて、市町さんと御相談させていただいて、また地元でも協働してやっていただかないといけないものですから、そういうところでやっていただけたところを市町さんと相談しながら、今年度まではそういう形でさせていただいています。来年度以降につきましては、きちんと事前に箇所については市町村のほうに手を挙げていただいた形でやっていきたいなと思っております。

あと、今、主幹のほうからガイドラインと言いましたが、これを県でいつまでも続けていくというわけにはまいりませんし、これは市町村なり地元のほうで進めていただくことが望ましいと思っておりますので、県としては市町村なり地元のほうでやりやすいようなガイドライン、マニュアルづくりを早急にしたいと思っております。これにはある程度箇所数をこなしていろいろなパターンをやって、私どもとしても勉強しつつやりたいと思っておりますので、いつまでもとは言えませんが、なるべく早いうちにそういうガイドラインなりマニュアルをつくって、市町村なり地元の方にお見せするような形で整理をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

最後にもう一点だけ確認です。これは市町村というか、村はちょっとあれですけど、すべての市町にお願いしようとしているのか、手を挙げたところだけやろうということなのか、その辺、ちょっとどういうふうなお考えなのかをもう一度教えてください。

【都市計画課長 横山甲太郎】

まずは1回市町のほうへ意見照会をさせていただいて、どのぐらい箇所があるかまずは確認をさせていただきたいと思っております。その中で正直言いまして、やるにしても結構手間も人

もかかりますので、1年でやっても1箇所、2箇所だと県としては思っていますので、その辺を市町さんと御相談しながら絞り込んでいきたいと思っております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

取組自体はおそらく皆さん随分いい取組だというふう認識されているんじゃないかと思えますけれども、それが効果のあるような仕組みといいますか、やり方をとっていただきたいというのが今の御意見だと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、これは報告事項でございますので、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午後3時47分）